第２０回南島原市農業委員会総会会議録

１　開催日時　　令和８年２月２６日（木）午後２時３０分～午後３時２５分

２　開催場所　　西有家総合学習センターカムスホール

３　出席委員

（農業委員）

１番　相良栄一郎	２番　馬場正国	３番　中川繁憲	４番　楠田耕三
６番　宮崎陽一	８番　植木健太郎	９番　石橋浩昭	１０番　山﨑伸吾
１１番　寺田健蔵	１２番　山下勝也	１３番　濵本康弘	１４番　浅田修弘
１５番　内田一郎	１７番　水田　勇		
会長　太田香代子			

（農地利用最適化推進委員）

１９番　増田孝徳	２０番　入江泰子	２４番　山口俊一	２７番　林田浩也
２８番　本多正敬	３０番　原田久也	３１番　本多晋介	３２番　三宅東英
３４番　本多　力	３６番　田中八郎	３７番　田中昭博	３８番　荒木健一
４０番　宮崎　努	４１番　本田勝彦	４２番　柴内成世	４５番　兼俵朝樹
４６番　本多信之介	４７番　木下勝徳	４８番　太田保則	

４　欠席委員

（農業委員）

５番　寺田俊秀	７番　神﨑好史	１６番　伊﨑美代子	１８番　金子初夫

（農地利用最適化推進委員）

２１番　中野裕二	２２番　田中智也	２３番　松尾和昭	２５番　田中芳邦
２６番　吉岡長久	２９番　岡田裕弥	３３番　飛永敏博	３５番　中山秀樹
３９番　山本敏晴	４３番　金井圭司	４４番　本多利任	

５　議事録署名委員　１番　相良栄一郎　　６番　宮崎陽一

６　事務局出席者　　山本忠介　　山口朋子　　円口智仁　　菅　三郎

［日　　程］

議案第８１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第８２号　　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第８３号　　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第８４号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について
議案第８５号　　南島原市地域計画の変更に係る意見聴取について
議案第８６号　　南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について

その　他　　・農地法第１８条第６項の規定による通知について
　　　　　　・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（○○）　それでは、ただいまから第２０回南島原市農業委員会総会を開催いたします。
　本日は、５番寺田委員、７番神﨑委員、１６番伊﨑委員、１８番金子委員、２１番中野推進委員、２２番田中推進委員、２３番松尾推進委員、２６番吉岡推進委員、２９番岡田推進委員、３３番飛永推進委員、３５番中山推進委員、３９番山本推進委員、４３番金井推進委員、４４番本多推進委員から欠席の届出があっております。また、少し遅れると４番楠田委員から連絡があっております。出席委員数は１３名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。
　会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いします。

議　長　皆様、改めまして、こんにちは。
　本日は、第２０回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。随分寒さも和んでまいりました。朝夕の寒暖差も大きくなってまいります。委員の皆様方には、体調管理を十分にしていただきたいと思います。
　本年度の農業者年金の加入推進につきましては、各地区や個人ごとに熱心に取り組んでいただいていることに対し、感謝申し上げます。加入実績も徐々に伸びて、県の目標１４人を超える１７人の加入となり、目標を達成することができました。しかしながら、年金部会の目標は３０人でありますので、目標達成に向けてなお一層のご協力をお願いいたします。
　事務局から、農業委員１９名中、出席委員は現在１３名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。
　それでは、議事録署名人に１番相良委員、６番宮崎委員を指名いたします。
　ただいまから議案の審議に入ります。

　議案第８１号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

事務局（○○）　よろしくお願いいたします。
　議案第８１号　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。
　２ページをお願いいたします。
　本日の案件ですが、売買において１万１，６２９平米、贈与２件、１，４０６平米です。
　（議案第８１号　番号１～６を朗読）
　なお、番号６の受け手、○○さんは新規就農者ですので、３ページに営農計画書を添付しております。
　以上、農地法第３条の許可基準の同条第２項第１号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第４号の農作業に常時従事すると認められない者及び第６号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。
　以上でございます。

議　長　説明が終わりましたが、農地法第３条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

１番、２番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さんいかがでしょうか。
（「問題ありません」との声）
議　長　次に、３番の案件は西有家の案件ですが、西有家の委員さんいかがでしょうか。
（「問題ありません」との声）
議　長　次に、４番の案件は口之津の案件ですが、口之津の委員さんいかがでしょうか。
（「問題ありません」との声）
議　長　最後に、５番、６番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さんいかがでしょうか。
（「問題ありません」との声）
議　長　意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声）
議　長　異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第８２号　農地法第４条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号１について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇）　それでは、議案第８２号　農地法第４条の規定による許可申請について説明いたします。

４ページをお願いいたします。

番号１、千葉県の〇〇さん、有家町〇〇番〇、地目、畑、現況が宅地です。面積は１４９平米です。転用の目的は住宅・物置用地です。昭和５０年に物置を、さらに平成６年に居宅を建築しております。今後も追認を得て宅地・物置用地として利用したいということでございます。農地区分になりますけれども、農振内農用地外となっております。隣接の〇〇番、宅地、３１４．１５平米と一体利用となっております。なお、こちらにつきましては、未判定の案件ということになっております。

本案件につきましては、転用者が不動産登記を確認したところ、当該農地に居宅と物置が農地法の転用許可を得ないまま建設されていたことが判明いたしました。まず、亡き父により昭和５０年頃に南側の物置が建築されました。さらに、亡き母によって平成６年頃に北側に居宅を建築されました。どちらも農地法の転用許可を得ないまま建築された違反転用案件となります。よって、違反転用案件として、去る令和７年１２月２３日付で県へ違反転用連絡票を提出し、１２月２４日付で追認許可相当との判断をした旨の通知がありました。

本案件の農地区分につきましては、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第１種農地と思われますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されていることから、例外規定に該当すると思われます。

居宅・物置用地１４９平米と一体地３１４．１５平米、合わせて４６３．１５平米です。一般個人住宅、木造２階建て１１１．４８平米です。物置、木造２階建て１１２．９７平米となっております。現状のまま整地されており、周囲は既存の石積みとコンクリート擁壁があります。また、コンクリート舗装がしてあり、土砂の流出はありません。

雨水につきましては、基本自然流下です。敷地は若干北東側に傾斜しております。流れ先は隣接する市道の道路側溝へ放流されるとなっております。汚水につきましては、くみ取り方式です。雑排水につきましては、北側の道路側溝に放流されております。

資金につきましては、追認許可申請であり、追加工事もありませんので、資金の必要はありません。

以上でございます。
議　長　この案件の現地調査の結果を、○○番○○委員からお願いいたします。
○○番○○委員　○○番○○です。

去る２月２４日午前９時２５分ぐらいから、○○委員、○○推進委員、そして私、それと職員２人で、計５名で見てまいりました。

ここの方は千葉のほうに在住されているということで親戚の方が管理をしておられて、こちらの方の立会いを得、見てまいりました。

未判定ということで、もう既に建っておりまして、小屋のほうはもう昭和の時代に、家のほうも平成６年に建っているということで、もうどうしようもないかなということで一応見てまいりました。

雨水に関しても、道路側の道路側溝のほうに傾斜がありまして、道路側溝のほうに流れるようになっておりまして、許可相当と一応見てきました。

皆様のご審議をよろしくお願いします。
議　長　現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。
○○番○○委員　○○番○○です。

○○委員さんたちと一緒に拝見させてもらったんですけれども、○○委員の言われたとおり許可相当と、そのものかなと思いながら、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いまして。

以上です。すみません。
議　長　ほかの委員さんからご意見等ございませんか。○○推進委員。
○○番○○委員　○○番○○です。

今、ここに在住がないということですけれども、今になってこういう違反転用ということで上がってきた経緯はどういうことでしょうか。
議　長　事務局。
事務局（○○）　ご説明いたします。

まず、千葉在住の今回の申請者の方は、相続によりこの物件を相続されております。その後に、千葉に今在住ということですので、こちらのほうにも戻ってくるつもりがないということで、こちらの土地、この建物も含めてなんですけれども、今度空き家バンク等に登録してどうにか所有権を移転したいという意向をお持ちです。その場合、建物自体が、どちらの建物も農地の真上に建っているという状況で、土地も含めて譲り渡すことができないということになっております。

ですので、今回違反転用ですけれども、地目変更をしたいというのもありまして転用許可を取りたいということであります。

ですので、今回こういった話が出てきて、初めて実は農地に建っておったということが分かったということでございます。

以上です。
議　長　よろしいでしょうか。
○○番○○委員　ありがとうございました。
議　長　ほかの委員さんから何かご意見等ございませんか。

（「なし」との声）
議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）
議　長　異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第８３号　農地法第５条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号１について、事務局の説明を求めます。

事務局（○○）　それでは、議案第８３号　農地法第５条の規定による許可申請について説明いたします。

５ページをお願いします。

番号１、深江町の○○さんから深江町の有限会社○○、深江町○○番、地目が畑で面積が７１４平米になります。転用の目的は露天駐車場になります。申請地を借り受けて隣接の○○の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、賃借権の設定で許可あり次第、期間については５年で一応これを更新していくという形です。

本案件の農地区分につきましては、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第１種農地と思われますが、既存施設の拡張、に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の２分の１を越えないものに限るの例外規定があり、転用面積である駐車場の面積が７１４平米、既存の施設の面積につきましては３，９５０平米であることから、例外規定に該当すると思われます。

現状のまま整地し、山側はのり面コンクリートをし、海側のほうにつきましては舗装止めコンクリートをし、敷地内には砕石舗装をしますので土砂の流出を防ぎます。来客用の車両３５台分の駐車スペースを確保いたします。雨水につきましては、敷地を南西側の既存施設側へ傾斜させ、既存施設の敷地内の集水桝を経由して新設いたしまして、その後に今既にある集水桝のほうと接続します。そしてその後、既に接続がしてある国道のほうに放流予定となっております。汚水、雑排水は発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議　長　この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員　○○番○○です。

２４日の午前9時５５分ぐらいから、私と○○委員、○○推進委員、職員２名で調査に伺いました。

○○の○○代表に来てもらって見てまいりましたけれども、場所は国道２５１号線の山側でして、もう国道沿い、水無川から手前に７００ｍぐらい戻ったぐらいの山側にありまして、駐車場予定地はその隣接地になりまして、島原側の用地となって、出入りは○○の敷地内のほうで出入りするということでございました。

雨水に関しては、島原側の方から○○の方に勾配を取って、桝に落として既存の敷地内の桝のほうに流出されているということでございました。

この○○は、ここらより海側のほうに２か所、臨時の駐車場もあるんですけれども、夜間、○○のときにやっぱり国道がなかなか、この辺は横断歩道も信号もなくて、ちょっともう横切った人は危ないですので。とにかく。それで、それも含めてで一応ここに駐車場をということでございました。

私たちが見てまいった限りでは別に問題ないと見てまいりましたけれども、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議　長　現地調査委員の報告ですが、同行された○○番○○推進委員からのご意見等ございませんか。

○○番○○委員　○○番○○です。

ただいま、○○委員の説明のとおりで問題ないと思います。

以上です。

議　長　ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

議案第８４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（○○）　それでは、議案第８４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について説明させていただきます。

６ページから８ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規が賃貸借権５件、２万９，０２６平米、使用賃借権１３件、３万２，８５１平米、再設定は賃貸借件２件、５，４５３平米、使用賃借権３件、１万３，５５６平米、合計２３件、８万８８６平米です。

なお、個別の案件については、朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または、農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該制度について定めるべきことを要請していることの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われます。

以上でございます。

議　長　ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、6ページ番号7、7ページ番号２０は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

（「ありません」との声）

議　長　次に、番号7、番号２０について審議いたします。

農業委員会に関する法律第３１条の規定により除斥の必要がありますので、○○番○○委員の退場を求めます。

――――　○○番○○委員退席　――――

また、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、○○番○○推進委員の退場を求めます。

――――　○○番○○推進委員退席　――――

番号7についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「ありません」との声）

議　長　ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議がないようですので、賃借の要請を行います。

次に、番号２０についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「ありません」との声）

議　長　ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議がないようですので、賃借の要請を行います。

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

――― 〇〇番〇〇委員入席 ―――

――― 〇〇番〇〇推進委員入席 ―――

議案第８５号　南島原市地域計画の変更に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇）　それでは、議案第８５号　南島原市地域計画の変更に係る意見について説明いたします。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

昨年度策定されました南島原市地域計画につきましては、２５地域あり、農業経営基盤強化促進法第１９条第５項の規定による地域計画の変更が必要となった場合、同法第１９条第６項の規定により、農業委員会等の意見を聴取することとなっております。地域計画の目標年次の担い手の農業経営に支障がないかを審査していただきます。

今回は、地域計画の変更について農業委員会の意見を求められております。

なお、本日につきましては、市の農林課より担当職員が来ておりますので、説明をお願いしたいと思っております。

以上です。

議　長　それでは、南島原市地域計画の変更について、農林課から説明をお願いいたします。

農林課（〇〇）　皆さん、こんにちは。農林課からやってまいりました。先日から地域計画の協議の場で皆さん方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

今日については、その地域計画について若干変更点がございますので、それについて、変更点のみですがご説明させていただきます。よろしくお願いします。

では、担当のほうから説明させていただきます。

農林課（〇〇）　失礼します。農林課の〇〇と申します。

本日お配りしました資料で説明をいたします。

資料は、ページの下のほうに１から４ページまで振っております。

１ページの左側に番号で１から２５まで、地域ごとに記載しております。右の列は、見出しにあるように、変更前、変更後ということで記載しております。

最初に、面積について主なものを説明いたします。

左側の番号でナンバー４、西有家地区でございます。右側のほうで、変更後というところに増減というところがあります。１．５ｈａの増加でございます。内訳としましては、中山間事業で約１１．２ｈａの編入、そして、市道や個人の申出で０．７ｈａの除外ということです。

次に、ナンバー５をご覧ください。北有馬地区です。右側の変更後というところで１１．６ｈａです。内訳として、中山間事業で約３．４ｈａ及び個人の申出等により８．２ｈａの編入でございます。

資料の２ページに農林課資料１というものがございます。お開きください。１ページめくっていただいて、カラー刷りの資料です。北有馬地区（その他編入地域）という資料です。

北有馬の論所原付近になります。色分けしておりまして、現在の地域計画は黄色になっております。編入する地域が青になっております。優良な農地でハウスなどもあります。

それでは、１ページに戻っていただきまして、左側の番号でナンバー６、南有馬地区です。右側の変更後で２７．６ｈａの増加です。主な内訳として、基盤整備事業で２７．７ｈａの増加、中山間地で０．１ｈａ、２５あっているのですが、それ以外で水道施設等で０．２ｈａの除外がございます。

今度は資料３ページをお開きください。南有馬地区柳谷路木編入地域でございます。現在の区域内を黄色で示していまして、編入は青で示しています。それ以外で、薄い色で南有馬地区で現在入っているところを示しております。下のほうは農地が広がっておりますが、町境で加津佐町になっておりますので色塗りはしておりません。

以上です。

資料１ページに戻っていただきまして、ナンバー８、加津佐地区です。変更後が１０．４ｈａの編入です。これも内訳としましては、基盤整備事業関係で６．３ｈａ、町原地区になります。あと、国道調査などで４．１ｈａの面積が増加しております。

資料４ページ、農林課資料３をご覧ください。加津佐地区、町原編入地域でございます。編入は青です。現在の既に地域計画内を黄色で示しております。あわせて、もともとある地域と町原地区を区別するために黄色と肌色といいますか、２色を使っております。

１ページに戻っていただきまして、ナンバー１７、見岳地区です。見岳地区は０．３ｈａの除外です。これは基盤整理で地区外とした圃場を除いたものになります。

次に、２１番の有馬干拓についてですが、あらかじめ送付させていただいた資料にマイナス０．３と表示しておりましたが、精査の上、集計誤りがありましたので、今お示ししています０．０、変更なしとなります。

次に、番号の２４番で空池原になります。空池原の変更はマイナス４．３ｈａです。主な理由としましては、換地処分による土地の異動を反映させたもので、面積が減少しております。

このほか、個人の申出で転用や用途変更などもありますが、面積が割合として非常に少ないものですからここに数字上は出ませんが、特に農振農用地につきましては、農業委員会のほうで別に農振の除外申請で審議をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、担い手率について説明をします。農地の貸借等で農家の変更があっておりまして、農家台帳、これで１１月時点で情報を整理して、その情報を出しております。転用申請や農振の除外に関するものは２月の時点で整理をしております。よって、担い手率が変動をしております。変更前と変更後でです。

あと、認定農業者数でございますが、変更後の欄で深江地区と島原深江、津波見で認定農業者の数の表示が誤っていたので、３か所修正をしております。

以上が地域計画の変更内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
深江の委員さんいかがでしょうか。
（「問題ありません」との声）
議　長　次に、布津の委員さんいかがでしょうか。
（「ありません」との声）
議　長　有家の委員さんいかがでしょうか。
（「ありません」との声）
議　長　西有家の委員さんいかがでしょうか。
（「ありません」との声）
議　長　北有馬の委員さんいかがでしょうか。
（「ありません」との声）
議　長　南有馬の委員さんいかがでしょうか。
（「ありません」との声）
議　長　口之津の委員さんいかがでしょうか。
（「ありません」との声）
議　長　加津佐の委員さんいかがでしょうか。
（「ありません」との声）
議　長　それでは、地域計画の変更は適当として回答してよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声）
議　長　○○推進委員。
○○番○○委員　○○番○○です。

今回、地域計画の変更ということで、基本的には変更拡大と。基盤整備等によって優良農地が確保できたからその分を変更拡大したいというような基本的メリットだと思いますけれども、それに伴って、農業振興地、農振地についてはこの分も含めて同じくまたは編入といいますか、拡大されるんでしょうか。

それと、この地域計画と農振地、農業整備地域の分なんですけれども、基本的に私、重複しておるものと理解しておりましたけれども、地域計画のほうが広いといいますか、農振外でも地域計画に入っておる箇所が、これはほかの市町の分だったんですけれどもありまして、基本的に地域計画と農振地は一体じゃなくて、場合によっては地域計画のほうが広くなるというような考え方でいいのかどうか。

また、農振と除外と同じように地域計画の変更除外といいますか、変更というのも当然できますけれども、その分については農振とは別途期間を設けて処理してやるのか、時間的な件についてもちょっとお知らせをお願いいたします。

ちょっと地域計画の変更と直接関係ありませんけれども、ご指導いただければと思っております。

議　長　農林課の説明を求めます。
農林課（○○）　まず、拡大という面では、今回は地域計画の拡大、ご発言のとおりでございます。

あと、地域計画と農振がイコールか、もしくはどっちかが高いのか低いのかという趣旨だったと思いますが、基本的にそこは市町村の判断でいいことになっております。ただし、おっしゃるように、県・国は農振地域に編入をしましょうという立場でいらっしゃいます。考え方ですね。ただし、事業に関する分野で編入する場合とか、いろいろ諸事情がございますので、もう常にイ

コールでないといけないという規定はございません。

本市につきましては、地域計画の範囲が狭い、農振よりも狭いです。理由としましては、山手のほうとか、どうしても国道沿いとか、転用度の高いところといいますか、そういったもの等々ありますので、もう全ての農地を入れてしまうと、おっしゃるように農振の審議と地域計画の審議と、もうずっと常に審議ばっかりで個人様の事業が進まないケースも想定されますので、そこは慎重に考えております。今年は地域系が少ないというところです。

あと、変更の時期等につきましてですが、年に１回の見直しを基本としております。

あと、続いての個人の転用等に関するものはその都度対応させていただくんですが、毎月の変更はできませんので、年にできて３回が上限かなと考えております。今後臨機応変な考え方を持っておるところです。

以上です。

議　長　よろしいでしょうか。〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員　もう一件すみません。今のお話では３か月ぐらい置きに変更の申請が出てくるだろうという意味ですけれども、例えば農地の転用とか、あるいは非農地の分とかいうのも含めた上で、結局二、三か月置きということは、ある程度まとまった段階で一括して上げるということですから、場合によっては３か月４か月かかってくるということでしょうか。

議　長　農林課。

農林課（〇〇）　なるべくいろんな申請に支障がないように考えておりますとしかちょっと今の時点ではお答えできないんですが、おっしゃるように期間を要するものでございます。

議　長　よろしいでしょうか。

それでは、地域計画は適当として回答いたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　議案第８５号の審議が終了しましたので、ここで農林課の職員の皆様はご退席となります。お疲れさまでした。

農林課（〇〇）　ありがとうございました。

事務局（〇〇）　私のほうからですけれども、先ほどの農林課のほうの資料、別冊になっておりますけれども、こちらについては回収をいたしますので持って帰らないようにお願いします。よろしくお願いします。

そしたら、今から回収させてもらいますので、すみませんけれどもよろしくお願いします。

議　長　**議案第８６号　南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について**を議題といたします。

番号１から事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇）　それでは、議案第８６号　南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について説明いたします。

１１ページをお願いいたします。

今回につきましては、除外が２件となっております。

番号１、有家町の株式会社〇〇さん、有家町〇〇番〇、地目、畑、面積は４５１平米となっております。除外ですけれども、〇〇及び駐車場にしたいということでございます。

こちらにつきましては、場所は有家町〇〇の特別養護老人ホーム〇〇と〇〇の間に位置します。おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第１種農地と思われますが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または

業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、住宅等に該当すると思われます。

１番の案件につきましては、立地基準上は転用可能と思われます。

以上です。

議　長　番号１について、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

番号２について説明お願いします。

事務局（○○）　番号２、有家町の○○さん、有家町○○番○の一部になります。地目は畑で、面積は５，１６８平米のうちの２５９平米となっています。除外により住宅を建築したいということでございます。

有家町○○の○○沿いの○○バス停から４００ｍほど南東に下ったところに位置します。おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第１種農地と思われますが、この特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、住宅等に該当すると思われます。

以上、２番の案件につきましても、立地基準上は転用可能と思われます。

以上でございます。

議　長　番号２についてご意見、ご質問等ございませんか。○○番○○推進委員。

○○番○○委員　○○番○○です。

私は無学なものですからちょっと分からないんですけれども、教えていただきたいんですけれども、こういう場合、これは第４条関係で出される、どちらでしょう。

議　長　事務局。

事務局（○○）　今回の場合は、まず、転用許可申請以前の問題になります。まず、農振農用地になっていたところを家を建てたりとか、例えば駐車場にしたり、農業用施設以外で使う場合としましては、除外手続をしなければ、農振農用地区域から除外をする手続を先にしなければいけない。そのときには、今回は意見も求められているので農業委員会として対応するという形。

だから、この後に、この審査は５か月くらいかかると思いますけれども、５か月後ぐらいに除外が完了、手続が完了した後で転用していただける。そのとき４条か５条か決定する。

以上です。

○○番○○委員　ありがとうございました。大変勉強になりました。

議　長　○○委員。

○○番○○委員　今、事務局のほうは問題ないだろうという意見でありますけれども、我々に聞かれても現場はどういう状況か。写真か何か写すか、事前に近くの人が調査に行くかしてもらわないと、聞かれても何とも答え切らんですもん。そこをどうにかされたほうが、写真を出すか何かされたほうがいいと思いますけれども。

議　長　事務局。

事務局（○○）　今までこういった地図で出すかどうかですけれども、場所等といって、特に地元の委員さんたちのほうにはちょっと見ていただければと思いますけれども、そこの写真を今後ということであれば、ちょっとそこら辺を事務局内で検討させてもらおうかと思いますけれども、実際、

農林のほうからも申請書等、そういったところで写真があればそういったところで添付してもらうことは可能かなと思います。それをすぐに出せるかどうかですけれども、そういう形にさせてもらえればなと思います。

以上ですが、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員　お願いします。

議　長　ほか、ご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

ご意見がございませんので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議がないようですので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告をいたします。

１２ページは、農地法第１８条第６項の規定による通知でありますのでご覧ください。

１３ページは、使用貸借を解約した旨の通知でありますのでご覧ください。

以上をもちまして議事を終了いたします。